

令和3年鎌ヶ谷市農業委員会第3回定例総会会議録

鎌ヶ谷市農業委員会会長浅海博行は、令和3年鎌ヶ谷市農業委員会第3回定例総会を鎌ヶ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和3年3月11日（木） 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 11名

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 1. 鈴木 有光 委員 | 2. 奥山 喜和子委員 | 3. 古川 和昭 委員 |
| 4. 浅海 博行 委員 | 5. 川村 誠司 委員 | 6. 石原 和弘 委員 |
| 7. 板橋 睦男 委員 | 8. 熊谷 弘和 委員 | 9. 時田 将 委員 |
| 10. 山田 芳裕 委員 | 11. 石井 正美 委員 | |

農地利用最適化推進委員

出席委員 4名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 大野 辰夫 委員 | 濱田 光一 委員 | 澁谷 好治 委員 |
| 大山 貴 委員 | | |

欠席委員

飯田 展久 委員

3 事務局出席者

- | |
|-------------|
| 事務局次長 浅海 一洋 |
| 主任主事 山田 亮 |
| 主任主事 田中 絵美 |

4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について
- ・議事

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第3号 農用地利用集積計画について	2件
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について	3件
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について	3件
報告第3号 農地法制限除外の農地の移動届について	2件
報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について	2件
報告第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答について	2件

5 開 会 午後4時00分

浅海 議長 ただいまの出席委員は農業委員が11名で、推進委員は4名です。定足数に達しておりますので、令和3年鎌ヶ谷市農業委員会第3回定例総会を開会いた

します。

直ちに、本日の会議を開きます。

浅海 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

9番、時田将委員

10番、山田芳裕委員を指名いたします。

浅海 議長 お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は1班です。鈴木有光班長より総括的な報告をお願いいたします。

鈴木 班長 議長

浅海 議長 1番、鈴木有光班長

鈴木 班長 1班の現地調査の報告をいたします。

3月4日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員4名、浅海会長、時田会長職務代理者、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第4条の規定による許可申請について1件、農地法第5条の規定による許可申請について2件、農用地利用集積計画について2件の計5件です。

1班といたしましては、いずれも許可相当と判断いたしましたが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で1班の総括報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

浅海 議長 それでは、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。

申請地は、畑1筆、面積600平方メートルの内374.53平方メートルです。

転用計画は、駐車場用地です。

申請理由は、申請人は観光農園を営んでいますが、梨狩り等の時期には多くの来客があることから、来客用の駐車場9台分を計画し、併せて自宅用の通路として利用するもので、転用計画は適当であるものと思われま

す。周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、砂利敷きによる自然浸透とするとともに、隣接農地との境界に堰堤を設置することで、土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、ガス及び水道管が埋設された幅員4メートル以上の道路に隣接し、半径500メートル以内に医療施設が2つ以上あることから、第3種農地に該当します。

資金につきましては、自己資金により賄い、金融機関の預金通帳により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、申請人は営農に供する施設であっても農地法の許可が必要との認識がないまま、申請地を観光農園用の駐車場として使用していたことから、始末書の提出があり、今回は追認許可により申請することとしていることから、概ね問題はないものと思われま

す。

浅海 議長
板橋 委員
浅海 議長
板橋 委員

現地調査の報告を求めます。

議長

7番、板橋睦男委員

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号1の調査報告をいたします。

3月4日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積600平方メートルの内374.53平方メートルの登記地目畑の違反転用による現況雑種地です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、バス等の駐車方法について確認したところ、大きさにより駐車スペースを跨ぐようになってしまいが、他の車両の妨げにならないよう配慮するとの回答でした。次に、単管パイプ及びトラロープの設置個所について確認したところ、土地利用計画図に一部記載漏れがあり、また、駐車スペースの車止めについて確認したところ、設置する旨の回答であったことから、土地利用計画図の差し替えを指示し、本日、修正されたことを確認しました。次に、前面道路は交通量が多いことから、出入りの際は十分注意すること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出すること、また、事業計画等に変更が生じた場合は、必ず事前に農業委員会事務局に相談するよう指導しました。最後に、開発指導室より、コンテナ・プレハブハウス等の建築物は

建築できないこと、道路河川管理課より、市道への砂利等の流出対策を取っていただきたい等の依頼があったことを伝えました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程よろしくお願いたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1をご説明いたします。

申請地は、畑1筆、面積600平方メートルの内225.47平方メートルです。

転用計画は、使用貸借による分家住宅用地です。

申請理由は、譲渡人である父親の病気により営農困難となったことから、長男である譲受人が転入し農業等の手伝いをしてきたところですが、今後の継続的な営農を考え、譲受人の妻子も転入することとなり、現在の住宅では手狭であることから、新たに住宅の建築を計画するもので、転用計画は適当であるものと思われま。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、敷地内に浸透枿を設けるとともに、コンクリートブロック4段積み及びコンクリート平板で周囲を囲うことで、土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、ガス及び水道管が埋設された幅員4メートル以上の道路に隣接し、半径500メートル以内に医療施設が2つ以上あることから、第3種農地に該当します。

資金につきましては、自己資金及び金融機関からの借入で賄い、金融機関の預金通帳並びに融資見込証明書により確認しています。

関係法令につきましては、都市計画法に該当しますが、開発行為許可申請書の写しにより申請済みであることを確認しています。

また、信用につきましては、申請人は営農に供する施設であっても農地法の許可が必要との認識が無いまま、申請地を観光農園用の駐車場として使用していたことから、始末書の提出があり、今回は追認許可により申請することとしていることから、概ね問題はないものと思われまます。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

古川 委員 議長

浅海 議長 3番、古川和昭委員

古川 委員 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1の調査報告をいたします。

3月4日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積600平方メートルの内225.47平方メートルの登記地目が畑の違反転用による現況雑種地です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、敷地内にある既存の電柱について確認したところ、撤去するとの回答でした。次に、前面道路は交通量が多いことから、工事期間中はもとより、完了後も十分注意すること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出するとともに、事業計画等に変更が生じた場合は、必ず事前に農業委員会事務局に相談するよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長
山田主任主事

山田主任主事
同じく、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2をご説明いたします。

申請地は、畑1筆、面積536平方メートルです。

転用計画は、所有権移転による駐車場用地です。

申請理由は、譲受人は水道工事業を営んでいますが、事業拡大に伴い工事車両が増加していることに加え、賃借している従業員用駐車場を解約することとなり、新たな駐車場が必要となったことから計画したもので、転用計画は適当であるものと思われま

す。周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、転圧後の砂利敷きによる自然浸透とするとともに、周囲を土留鋼板で囲うことにより土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には、農業公共投資の対象となっていない少雨集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地に該当します。代替性につきましては、事業所に近接していることで利便性が高く、他の土地では代替えがきかないものと思われま

す。資金につきましては、自己資金で賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま

す。

浅海 議長
古川 委員
浅海 議長
古川 委員

現地調査の報告を求めます。

議長

3番、古川和昭委員

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2の調査報告をいたします。

3月4日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積536平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、転圧後の砂利敷きの高さについて確認したところ、10センチメートル程度の予定であるとの回答でした。次に、出入口の安全性について確認したところ、両側にカーブミラーを設置することであったことから、土地利用計画図をその旨記載したものに差し替えるよう指示し、本日、修正さ

れたことを確認しました。次に、前面道路は交通量が多く、スピードも出やすいことから、出入りについては十分注意すること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書及び転用事実確認証明願を提出するとともに地目変更を行い、事業計画等に変更が生じた場合は、必ず事前に農業委員会事務局に相談するよう指導しました。最後に、開発指導室より、コンテナ・プレハブハウス等の建築物は建築できないこと、道路河川管理課より、市道への砂利等の流出対策を取っていただきたい等の依頼があったことを伝えました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号2は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1をご説明いたします。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より令和3年2月25日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑6筆、合計面積5,485平方メートルの農地の賃貸借による利用権の更新で、更に3年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

大山 委員 議長

浅海 議長 大山貴推進委員

大山 委員 議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1の調査報告をいたします。

現地は、畑6筆、合計面積5,485平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積計画の更新で、更に賃借権による利用権の設定を3年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号2を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 同じく、議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号2でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より令和3年2月25日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑4筆、合計面積4,398平方メートルの農地の賃貸借による利用権の更新で、3年間の利用権を設定するものです。

なお、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、所有農業機械の要件は満たしていますが、居住地に所有する農地の一部に遊休農地があることが確認され、本来であれば本市の基本構想に定められた要件に合致しないものと判断されますが、居住地の農業委員会からの聞き取りによると、当該農地は土地区画整理事業予定地となっている地域内にあり、当該地の周辺一帯が営農に適さない水田となっていることから、その一帯の遊休農地所有者に対して指導等を行わず、また、権利の設定を受ける者が所有する他の普通畑については、適正に耕作されているとのことでした。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

澁谷 委員 議長

浅海 議長 澁谷好治推進委員

澁谷 委員 議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号2の調査報告をいたします。

現地は、畑4筆、合計面積4,398平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積計画の更新で、更に賃借権による利用権の設定を3年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号2は可決されました。

浅海 議長 以上で本日の審議案件はすべて終了いたしました。

続きまして、報告事項を議題とします。

第1号から第5号までを報告いたします。

浅海 議長 事務局の報告をお願いいたします。

田中主任主事 議長

浅海 議長 田中主任主事

田中主任主事 議案書の6ページをご覧ください。

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について3件につきましては、内容等に不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理いたしました。

続きまして、議案書の7ページをご覧ください。

報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について3件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の8ページをご覧ください。

報告第3号農地法制限除外の農地の移動届について2件につきましては、内容等に不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理いたし

ました。

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。

報告第4号引き続き農業経営を行っている旨の証明について2件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、農地として耕作されていましたので、会長専決により証明書を発行いたしました。

続きまして、議案書の10ページから11ページまでをご覧ください。

報告第5号地目変更登記に係る照会に対する回答について2件につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員において現地調査を行ったところ、雑種地及び宅地となっていましたので、会長専決により非農地として回答いたしました。

以上です。

浅海 議長

ただいま報告があったとおりでございますのでご了承願います。

浅海 議長

これにて本定例総会に提出されました報告事項は、すべて終了いたしました。以上で令和3年鎌ヶ谷市農業委員会第3回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後4時30分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和3年4月9日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 浅海 博行

鎌ヶ谷市農業委員会委員 時田 将

鎌ヶ谷市農業委員会委員 山田 芳裕